

岩手県告示第451号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年6月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社泉工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市神子田町9番26号
 - ウ 代表者の氏名 花村卓次
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3960号
 - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月16日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年7月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柴田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字下宿10番地2
 - ウ 代表者の氏名 柴田元見
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第4892号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月5日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年6月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ホームロツツ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市長橋町15番16号
 - ウ 代表者の氏名 青柳博子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第20553号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。